

三井住友信託銀行株式会社の ネイチャー・インパクトファイナンス フレームワーク に対する第三者意見書

株式会社日本格付研究所 (JCR) は、三井住友信託銀行株式会社が策定した「ネイチャー・インパクトファイナンス フレームワーク」に対する第三者意見書を提出しました。

<要約>

三井住友信託銀行株式会社 (SMTB) が属する三井住友トラストグループは、「託された未来をひらく～信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる～」を存在意義 (パーパス) として、信託銀行業を中心として培った専門性を活かして顧客にソリューションを提供し、社会へ貢献することを目指している。2022年に改定した現行のマテリアリティにおいて、「ESG/サステナビリティ経営」をインパクトマテリアリティの一つと位置づけ、気候変動、生物多様性、資源循環・サーキュラーエコノミー、大気・水質・土壌汚染等の環境課題や、人的資本経営、コーポレートガバナンス等を含めた企業の ESG/サステナビリティ経営の課題に対し、支援と対応手段を提供していくことを目指している。また、SMTBでは、増加する環境分野や社会分野でのサステナブル・ファイナンス需要に対して、金融面から資金支援を行っていくためインパクトエクイティ投資も含めたサステナブル・ファイナンス長期目標を設定しており、2021年度から2030年度までの10年間で累計15兆円とすることを掲げている。

今般、SMTBは、三井住友トラストグループのサステナビリティ方針やマテリアリティに対応する具体的な取り組みとして、企業が自然に与えるインパクトの発現を支援することを企図し、「ネイチャー・インパクトファイナンス (本商品)」を開発、及びその評価手法並びに手順を定めるフレームワーク (本フレームワーク) を策定した。

本商品は、1) 企業が自然に与えるインパクトを評価し、2) Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (TNFD) 提言等に基づく情報開示の更なる充実を促すことを通じて、インパクト発現に向けた企業の取り組みを支援し、金融機関として持続可能な社会への発展に貢献していくことを企図したインパクトファイナンスである。本商品で評価するインパクトは、企業活動が依存する生態系サービスの源泉としての自然 (=自然資本) に留まらず、企業活動を通じてもたらされる自然の状態の変化全般を評価対象とすることで、より広範な自然に対する企業活動の影響を評価することを意図している。

JCRは本フレームワークについて、環境省のESG金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項との適合性評価を行った。その結果、本フレームワークは、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、環境、社会、経済のうち、環境においてポジティブなインパクトを生み出す設計となっていることを確認した。ま

た、インパクトの評価及びモニタリングを適切に行う設計がとられ、インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示についても適切に予定されている。さらに、SMTB にとって適切なリスク・リターンの確保が想定されている。

以上より、JCR は本フレームワーク及び本フレームワークを参照して実行されるファイナンスが「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項に適合していることを確認した。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：三井住友信託銀行株式会社
「ネイチャー・インパクトファイナンス フレームワーク」

2025年2月28日
株式会社 日本格付研究所

目次

<要約>	- 3 -
I. フレームワーク作成者及びフレームワークの概要	- 4 -
1. フレームワーク作成者の概要	- 4 -
1-1. 会社概要	- 4 -
1-2. 三井住友トラストグループのサステナビリティ戦略	- 4 -
1-3. 自然資本に係る世界的な動向	- 4 -
2. 本フレームワーク作成の目的	- 5 -
3. 本フレームワークの概要	- 5 -
4. SMTBの本フレームワークに係る評価体制	- 7 -
II. 適合性評価	- 9 -
III. 結論	- 12 -

<要約>

三井住友信託銀行株式会社（SMTB）が属する三井住友トラストグループは、「託された未来をひらく～信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる～」を存在意義（パーパス）として、信託銀行業を中心として培った専門性を活かして顧客にソリューションを提供し、社会へ貢献することを目指している。2022年に改定した現行のマテリアリティにおいて、「ESG/サステナビリティ経営」をインパクトマテリアリティの一つと位置づけ、気候変動、生物多様性、資源循環・サーキュラーエコノミー、大気・水質・土壌汚染等の環境課題や、人的資本経営、コーポレートガバナンス等を含めた企業のESG/サステナビリティ経営の課題に対し、支援と対応手段を提供していくことを目指している。また、SMTBでは、増加する環境分野や社会分野でのサステナブル・ファイナンス需要に対して、金融面から資金支援を行っていくためインパクトエクイティ投資も含めたサステナブル・ファイナンス長期目標を設定しており、2021年度から2030年度までの10年間で累計15兆円とすることを掲げている。

今般、SMTBは、三井住友トラストグループのサステナビリティ方針やマテリアリティに対応する具体的な取り組みとして、企業が自然に与えるインパクトの発現を支援することを企図し、「ネイチャー・インパクトファイナンス（本商品）」を開発、及びその評価手法並びに手順を定めるフレームワーク（本フレームワーク）を策定した。

本商品は、1) 企業が自然に与えるインパクトを評価し、2) Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (TNFD) 提言等に基づく情報開示の更なる充実を促すことを通じて、インパクト発現に向けた企業の取り組みを支援し、金融機関として持続可能な社会への発展に貢献していくことを企図したインパクトファイナンスである。本商品で評価するインパクトは、企業活動が依存する生態系サービスの源泉としての自然（＝自然資本）に留まらず、企業活動を通じてもたらされる自然の状態の変化全般を評価対象とすることで、より広範な自然に対する企業活動の影響を評価することを意図している。

JCRは本フレームワークについて、環境省のESG金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」¹で示された事項との適合性評価を行った。その結果、本フレームワークは、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、環境、社会、経済のうち、環境においてポジティブなインパクトを生み出す設計となっていることを確認した。また、インパクトの評価及びモニタリングを適切に行う設計がとられ、インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示についても適切に予定されている。さらに、SMTBにとって適切なリスク・リターンの確保が想定されている。

以上より、JCRは本フレームワーク及び本フレームワークを参照して実行されるファイナンスが「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項に適合していることを確認した。

¹ 環境省 インパクトファイナンスの基本的考え方 <https://www.env.go.jp/content/900515884.pdf>

I. フレームワーク作成者及びフレームワークの概要

1. フレームワーク作成者の概要

1-1. 会社概要

三井住友信託銀行株式会社（SMTB）は、1924年に三井信託株式会社、1925年に住友信託株式会社として創業した、三井住友トラストグループの中核企業である。2012年に住友信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社の3社が合併して発足した。SMTBが属している三井住友トラストグループは、国内最大の資産運用・管理グループであり、受託事業（資産運用・資産管理）を中心として業界トップクラスの事業規模を有する信託銀行グループである。

1-2. 三井住友トラストグループのサステナビリティ戦略

三井住友トラストグループは、「託された未来をひらく～信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる～」を存在意義（パーパス）として、信託銀行業を中心として培った専門性を活かして顧客にソリューションを提供し、社会へ貢献することを目指している。

「社会価値創出と経済価値創出の両立」を経営の根幹に、経済、社会の情勢変化、グループとしてのリスク認識、ステークホルダーからの要請なども考慮に入れて、中長期的な重要課題（マテリアリティ）を特定しており、2022年に改定した現行のマテリアリティにおいては、11項目のマテリアリティが特定され、「インパクトマテリアリティ」「ガバナンス・経営基盤マテリアリティ」「財務マテリアリティ」の3つの区分で管理されている。マテリアリティと同グループの重点戦略との関係を明確にし、定量指標を設定することで、ステークホルダーに同グループの取組状況を示すと共に、環境・社会課題の解決に最大限努めている。インパクトマテリアリティの1つには「ESG/サステナビリティ経営」が特定され、気候変動、生物多様性、資源循環・サーキュラーエコノミー、大気・水質・土壌汚染等の環境課題や、人的資本経営、コーポレートガバナンス等を含めた企業のESG/サステナビリティ経営の課題に対し、支援と対応手段を提供していくことを目指している。

三井住友トラストグループのサステナビリティ方針では、「事業を通じた社会・環境問題の解決への貢献」として、信託グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルや革新的な商品・サービスの開発に取り組むことを掲げている。またサステナビリティ方針の下に生物多様性保全行動指針を定め、「商品・サービスの提供」の中で生態系に対する適切な経済的、社会的評価を行い、金融機能を通じた生物資源の持続可能な利用の促進など、生物多様性の保全に資する商品・サービスの開発・提供を掲げている。また、SMTBでは、増加する環境分野や社会分野でのサステナブル・ファイナンス需要に対して、金融面から資金支援を行っていくため、インパクトエクイティ投資も含めたサステナブル・ファイナンス長期目標を設定しており、2021年度から2030年度までの10年間で累計15兆円とすることを掲げている。

1-3. 自然資本に係る世界的な動向

2020年に公表された世界経済フォーラムの試算によれば、世界の総GDPの半分を超える44兆ドルもの経済価値の創出が強く自然資本に依存しており、自然消失が企業活動及び社会経済の持続可能性に対

する明確なリスクとなっていることが示された。生物多様性保全の世界目標に関しては、2022年12月の生物多様性条約第15回締約国会議(CBD COP15)で「昆明・モンリオール生物多様性枠組(GBF)」が採択され、2030年までにネイチャーポジティブの達成を目指すという国際的な目標が設定されている。

日本国内においては2023年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定され、2030年までのネイチャーポジティブの実現に向けたロードマップが公表された他、同年4月に環境省が「生物多様性民間参画ガイドライン」改訂版を公表し、定量的な影響評価・目標設定の方法と具体的な指標、情報開示の方法等をまとめている。さらに2023年9月に公表されたTaskforce on Nature-related Financial Disclosures (TNFD)の提言では、企業と金融機関が自然関連の依存・影響、リスク・機会を特定・評価・管理・開示するための、リスク管理と開示の枠組みを提示されている。TNFDは早期にTNFD提言に沿った開示をする意向を示した企業を「アーリーアダプター」として募集し、2024年1月までにアーリーアダプターとして登録された企業320社のうち日本企業は80社に上る。これらの企業は2025年度までにTNFD提言に基づく開示を行うことが求められている。

2. 本フレームワーク作成の目的

今般、SMTBは、三井住友トラストグループのサステナビリティ方針やマテリアリティに対応する具体的な取り組みとして、企業が自然に与えるインパクトの発現を支援することを企図し、「ネイチャー・インパクトファイナンス(本商品)」を開発、及びその評価手法及び手順を定めるフレームワーク(本フレームワーク)を策定した。

本商品は、1)企業が自然に与えるインパクトを評価し、2)TNFD等に基づく情報開示の更なる充実を促すことを通じて、インパクト発現に向けた企業の取り組みを支援し、金融機関として持続可能な社会への発展に貢献していくことを企図したインパクトファイナンス(Impact Finance for Nature、以下、IFN)となっている。本商品で評価するインパクトは、企業活動が依存する生態系サービスの源泉としての自然(=自然資本)に留まらず、企業活動を通じてもたらされる自然の状態の変化全般を評価対象とすることで、より広範な自然に対する企業活動の影響を評価することを意図している。

3. 本フレームワークの概要

本商品は、環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則した評価アプローチが採用されている。本商品における評価は、SMTBが実施する「サステナビリティ体制評価」と、三井住友トラストグループ外の専門評価会社がTNFD提言等の国際的なフレームワークを参照して行う「自然に対するインパクト評価」及び「TNFD開示等に基づく自然資本経営評価」の3つの評価で構成され、企業のサステナビリティ全般に係る戦略・推進体制と、自然に対する企業の取り組みが評価される。融資期間中、SMTBは、評価を通じて設定された目標や取り組み状況等のモニタリング項目について、年次でモニタリングを実施する。本商品の評価対象企業は、TNFD提言に基づいた開示、またはそれに準拠した開示を行っている企業とし、サステナビリティ関連等の大きな係争を有していないこと、及びサステナビリティ体制(方針、実施体制、マテリアリティ)が整備されていることを条件としている。

以下に、本フレームワークが定める分析手法及びモニタリングの概要を記す。

i. SMTB が実施する評価

● サステナビリティ体制評価

サステナビリティ体制評価は、SMTB が 2019 年 3 月より取り組んでいるポジティブ・インパクト・ファイナンスの手法やノウハウを活用したものである。本評価では、企業のサステナビリティ戦略や推進体制、マテリアリティ等が整備され、適切なガバナンスの下で実施されていることが確認される。また、UNEP FI から提供されているコーポレートインパクト分析ツールを用いた分析により、自然関連に限らない、環境、社会、経済に係る重大なネガティブインパクトについて、適切な形で緩和・管理されていることが確認される。

ii. 専門評価会社が実施する評価

本商品において、自然に対する企業の取り組みに係る評価は、ESG 及びサステナビリティに関する専門的知見を有する専門評価会社が実施する。SMTB が本商品の評価スキームにおいて採用する専門評価会社は以下に記載の自然に対するインパクト評価及び TNFD 開示等に基づく自然資本経営評価を実施可能な先から選定することとしている。

専門評価会社が実施する評価について以下に記す。

● 自然に対するインパクト評価

自然に対するインパクト評価では、TNFD が活用を推奨する ENCORE や LEAP アプローチ、Science Based Targets Network の AR3T フレームワーク等の国際的に認知された手法に基づいて、企業の自然に対するインパクトの特定状況や取組内容の分析・評価を行う。既に実施されている企業の TNFD 開示において重要度の高いインパクトが特定されているか確認することに加え、専門評価会社の分析と企業の開示の差分についてフィードバックを行う。専門評価会社は、開示資料の分析に加えて、企業へのヒアリングを通して、ポジティブインパクトの創出やネガティブインパクトの緩和・管理が適切に実施されるための対応策や KPI・目標の設定状況を確認し、課題指摘も行う。

● TNFD 開示等に基づく自然資本経営評価

TNFD 開示等に基づく自然資本経営評価では、企業の開示内容について、TNFD 提言の 4 つの柱である 1)ガバナンス、2)戦略、3)リスクとインパクトの管理ならびに 4)測定指標とターゲットに基づき分析を行い、自然を考慮した経営の意思決定の成熟度を評価する。TNFD 開示推奨項目に沿って、開示や取り組みにおいて優れている点を評価するとともに、将来的な取組課題について指摘する。

iii. モニタリング

SMTB は専門評価会社が実施する評価の結果に基づき、企業と協議のうえ、インパクトの発現に

向けた KPI・目標をモニタリング項目として設定する。融資期間中は年 1 回のモニタリングを実施し、当該年度の取り組み状況や特定したインパクトの発現状況、目標の達成状況について確認する。また、目標達成に向けた企業の課題解決に向けて、SMTB の知見を活かしたファイナンスの提供や助言を行うほか、同社外の企業とのビジネスマッチングやコンサルティングサービスの紹介等の提案を実施し、企業のインパクト発現を支援する。

4. SMTB の本フレームワークに係る評価体制

SMTB は本フレームワークに基づいたファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

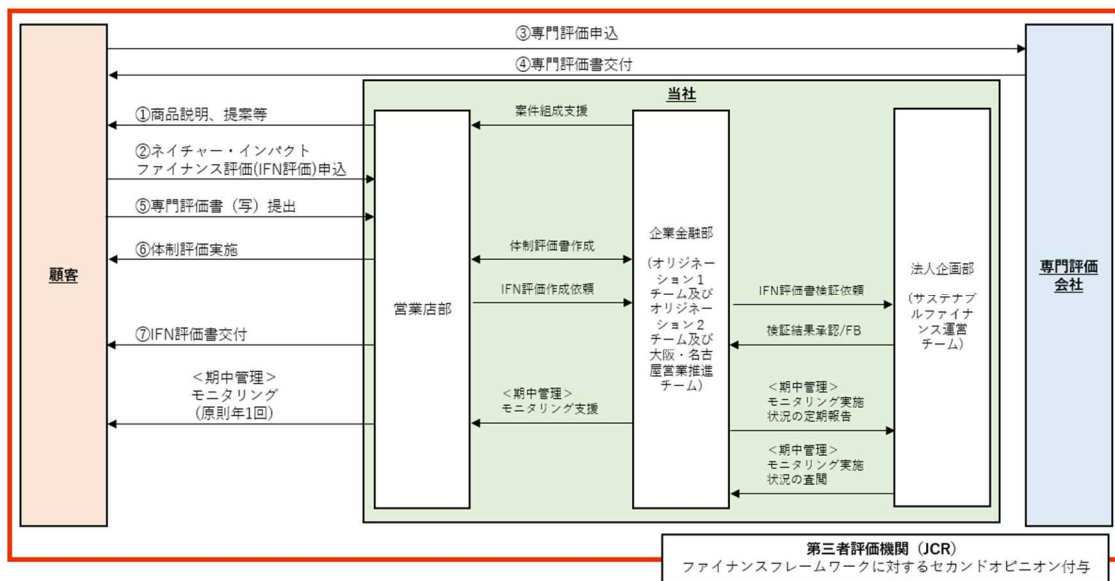


図 1：本フレームワーク実施体制²

本フレームワークに基づくファイナンスの組成に当たり、SMTB の営業店部は、まず、初期的なスクリーニングとして、本商品の提案を行う企業について、自然に関する取り組みを含めたサステナビリティ全般に係る係争がないこと、本フレームワークに定める本商品の評価対象企業の基準に該当することを、企業の開示情報に基づいて確認する。基準を満たすことが確認された場合に、営業店部は本商品の提案を行う。

企業が本商品による融資を受ける場合には、企業が専門評価会社に対して専門評価の申し込みを行うとともに、SMTB の営業店部へネイチャー・インパクトファイナンス評価の申し込みを行う。専門評価会社は本フレームワークに定める内容に基づき、自然に対する企業の取り組みに関する評価を実施し、専門評価書を企業に提供する。企業は、受領した専門評価書を SMTB の営業店部に提供し、SMTB の営業店部及び企業金融部はサステナビリティ体制評価を実施の上、サステナビリティ体制評価と専門評価書の内容を統合した IFN 評価書を作成する。IFN 評価書は法人企画部で検証され、営業店部を經由して企業に提供される。貸付の実行に際して、SMTB は、専門評価会社が実施した評価の結果に基づき、企業と協議のうえ、インパクトの発現に向けた KPI・目標をモニタリング項目として設定する。

² 出典：本フレームワーク

融資期間中、SMTB は、設定したモニタリング項目について、年次でモニタリングを実施する。モニタリングは、原則として営業店部と企業金融部が共同で実施し、必要に応じて社内のサステナビリティ関連部署や専門評価会社等と連携するとしている。

SMTB はサステナビリティ体制評価や IFN 評価書の検証で使用するチェックリストや帳票を作成する等、行内のマニュアルを整備するとともに、所管部署における所掌分野を明確にしている。また、本フレームワークについては、本フレームワークに定める評価手法の妥当性を確認する観点から、本フレームワークの策定から原則 1 年以内に、第三者評価機関によるレビューを実施することとしている。

II. 適合性評価

JCR は本フレームワークで企図されているアウトカム、インパクトが適切に発揮される商品設計となっているか否かについて、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示されたインパクトファイナンスの定義に係る 4 つの要素との適合性を確認した。

表 3：インパクトファイナンスの定義³

「インパクトファイナンス」とは、次の①～④の要素すべてを満たすものをいう。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

要素①

投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つものか

SMTB は、三井住友トラストグループのサステナビリティ方針やマテリアリティに対応する具体的な取り組みとして、企業が自然に与えるインパクトの発現を支援することを企図した、インパクト評価型ファイナンスとして本商品を開発した。評価を通じた助言やその後の伴走支援によって企業の取り組みを後押しすることで、企業の自然に対するポジティブインパクトの創出及びネガティブインパクトの抑制に貢献することを意図している。

本商品の評価においては、専門評価会社の専門評価によって、自然に対する企業の取り組みが評価され、ポジティブインパクトの創出、あるいは、将来的なポジティブインパクト創出に資するネガティブインパクトの緩和・管理が適切に実施されることが評価される。専門評価会社の分析と企業の開示の差分についてフィードバックを行い、ポジティブインパクトの創出やネガティブインパクトの緩和・管理が適切に実施されるための対応策や KPI・目標について助言を行う。貸付の実行に際して、SMTB は、専門評価会社が実施した評価の結果に基づき、企業と協議のうえ、インパクトの発現に向けた KPI・目標を設定する。

自然関連に限らない、企業全体の環境、社会、経済に係る重大なネガティブインパクトについては、SMTB が実施するサステナビリティ体制評価によって特定され、企業において適切に緩和・管理されて

³ 出典：環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」

いることを確認する仕組みとなっている。

要素②

インパクトの評価及びモニタリングを行うものか

SMTB は、本フレームワークに定める手法及び手順に基づき、自然に対する企業の取り組みを評価する。

SMTB が実施するサステナビリティ体制評価では、サステナビリティ全般に係る取り組みが企業の重要課題として位置づけられており、適切なガバナンスの下で実施されていることが確認される。専門評価会社が実施する専門評価においては、国際的に認知された手法に基づいて企業の自然に対する依存やインパクトの特定を行うとともに、評価時点で実施されている企業の TNFD 開示と専門評価会社の分析との差分についてフィードバックがされる。既存の TNFD 開示については TNFD 提言の開示推奨項目に沿って分析がされ、先進企業との比較等を踏まえた課題について指摘、助言がされる。

また、SMTB は、融資期間中、年次でモニタリングを実施し、企業の取り組みの進展を確認するとともに、インパクトの創出状況を把握する。目標達成に向けた企業の課題解決に向けて、ファイナンスの提供や SMTB の知見を活かした助言を行うほか、同社外の企業とのビジネスマッチングやコンサルティングサービスの紹介等の提案を実施し、融資期間を通して企業の取り組みを支援する体制が取られている。

なお、本商品における専門評価に対する JCR の意見は、本フレームワークの策定時点において採用が予定されている専門評価会社によって、本フレームワークに定める専門評価が実施されることを前提としている。JCR は、SMTB が新たな専門評価会社を採用する際には、本フレームワークに基づく評価が行われるかを確認するため、専門評価会社のサービスの内容等についてレビューを実施する予定である。

要素③

インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うものか

インパクトの評価結果について、SMTB は本フレームワークに基づいて実施された評価結果の概要について開示する予定である。

モニタリング結果については、対象となる融資の返済期限到来まで、本フレームワークに基づいて実行されたファイナンスによって発現したインパクトについて、年 1 回ウェブサイトで公表を行う予定である。公表を予定している開示項目は以下のとおりである。

- ・ 融資を通して支援を行った企業名
- ・ 本商品でモニタリング項目として設定した KPI とその実績値

以上の通り、本フレームワークにおけるインパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示について、適切な情報開示内容及び開示先が想定されている。

要素④

中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするものか

SMTB は、通常の貸出業務同様、本商品の提供による金利収入を見込む他、「提案・組成・モニタリン

グ」の各過程を通じ、顧客の自然資本経営を含むサステナビリティ戦略を把握し、伴走することでリレーション強化を図るとしている。また、顧客の成長戦略の過程で、金融・非金融のサービスを提供することで、リターンを確保していくことを想定している。

III. 結論

JCR は、本フレームワークが環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項に適合していることを確認した。

(担当) 川越 広志・稲村 友彦

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所 (JCR) が提供する第三者意見は、事業主体の、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項への適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該インパクトファイナンスがもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。本第三者意見は、依頼者である事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、インパクトファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は以下の原則等を参照しています。

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本インパクトファイナンス事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるインパクトファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したインパクトファイナンスに係るスキームの環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：インパクトファイナンスを実施する金融機関をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル